

緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7.10.31）

緊急銃猟の事例（実施を検討した事例を含む）から把握された、対応にあたってのポイントは次のとおり。

○バックストップの確保

河川付近の場合には、複数の事例で、河川敷等が実際にバックストップとして活用されている。市街地の場合など、周囲にバックストップになり得るものが見当たらない場合等には、複数の事例で、近隣住宅の2階等からの撃ち下ろしにより土等の柔らかい地面自体がバックストップとして利用されている。緊急銃猟ガイドラインにおいてもこうした内容は記載していたところ、改めて、実際の対応事例から、上記のような方法によるバックストップの確保の方法の有用性が確認されたところ。

一方、跳弾や貫通の恐れがある材質のものしか周囲にない場合など、バックストップが確保できない場合には、緊急銃猟を実施しない判断が行われている。

○緊急銃猟を実施しやすい状況（繰り返し出沒している場合や過去に訓練を行った場所に出沒した場合）

・一度クマを見失い、再度同じ場所にクマが出沒する可能性が見込まれた事例では、再度クマが出沒した場合に備えて、時間的な猶予をもって地域住民への緊急銃猟の実施の周知や緊急銃猟の実施の計画を検討できたため、比較的、緊急銃猟を実施しやすい状況であった。

・訓練を行った場所の付近にクマが出沒した事例では、安全確保の範囲の設定を含め、緊急銃猟の実施の計画が比較的速やかに立案できたため、緊急銃猟を実施しやすい状況であった。このことから、クマが出沒しやすい場所で訓練を重ねることは、緊急銃猟の手順の理解の促進や関係者間の体制構築等の効果のみならず、実際の緊急銃猟の短時間での計画立案にも直接的に効果があるものと考えられる。

○現場で用いる簡易マニュアル(判断フローシート)の作成

現場で読める書類の分量は限度があるから、簡易な内容で現場の判断フローシート（A4片面程度を想定）を作成することで速やかな判断を行えた事例があった。

○証票の形態

捕獲者の証票はゼッケンのタイプでは現場での着脱に時間を要するため、腕章タイプなど着脱が容易な形態が推奨される。

○警察官との連携

緊急銃猟ガイドラインP92には、安全確保等の緊急銃猟の条件を確保する前に、現実・具体的に危険が生じている場合などには警察官職務執行法の適用も排除されない旨記載している。関係者が現場に到着するまでに市町村と警察の体制・役割分担を確認しておいた結果、実際に当該体制に従い、警察官職務執行法が適用された事例があることから、こうした警察との連携は重要であると考えられる。

※令和7年10月30日までに環境省が把握した緊急銃猟の事例（実施を検討した事例を含む）について、環境省が把握する情報の範囲において、「対応のポイント」と考えられる事項を整理したもの。

※環境省では、緊急銃猟の事例を参考に令和7年度中に緊急銃猟ガイドラインを改正予定。本メモの内容についても、改めて精査の上で、改正後のガイドラインに反映する想定。

(参考)緊急銃猟の実施状況(R7.10.30)

緊急銃猟の実施判断を行った事例は13件、うち、発砲まで至った事例は9件。

○ 緊急銃猟の実施事例

	日時	場所	対象鳥獣	場所概要	案件概要
1	10月15日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	市街地	住宅地の緑地に留まっているクマを捕獲。
2	10月17日	群馬県昭和村	ツキノワグマ	畑	イノシシ檻で錯誤捕獲したクマを捕獲。
3	10月21日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ	河川付近	住宅地内の山林(河川付近)でクマを捕獲。
4	10月22日	秋田県横手市	ツキノワグマ	河川付近	住宅地内の河川敷で親熊1頭、子熊2頭を捕獲。
5	10月23日	富山県富山市	ツキノワグマ	市街地	住宅地内の藪に留まっているクマを捕獲。
6	10月23日	秋田県仙北市	ツキノワグマ	畑	観光地付近の畑で柿を食べ居座る親子熊2頭を捕獲。
7	10月24日	北海道札幌市	ヒグマ	公園	住宅地の公園に出没した親子熊2頭を捕獲。
8	10月29日	福井県勝山市	ツキノワグマ	市街地	認定こども園付近に出没した親子熊2頭を捕獲。
9	10月30日	石川県白山市	ツキノワグマ	市街地	住宅地でクルミを食べているクマを捕獲。

○緊急銃猟の実施判断のみ行った事例（発砲に至らなかった事例）

9月20日山形県鶴岡市、10月6日山形県米沢市、10月16日富山県富山市、10月23日北海道札幌市